

2018年度

青山学院大学審査学位論文の要約

主査 岩田 みゆき 教授

近世国家における奥羽大名

Rethinking the Warrior-Nobility in Early Modern
Japan from the Perspective of Tohoku Region

文学研究科

史学専攻

千葉 一大

審査学位論文内容の要約

論文題目「近世国家における奥羽大名」

氏名 千葉 一大

本論文は、近世国家における支配・統治のシステムの主軸にあった統一政権と大名・藩間の関係の形成とその維持、さらにはその影響面について、主に盛岡藩主南部家を中心とする北東北における大名・藩の視点から、その実相を考究しようとする問題意識の元で執筆がなされた。

これまでの藩に関する先行研究の多くは、豊臣・徳川といった近世統一政権との関係も検討しつつ、藩政の成立・展開、藩機構の整備・改編、権力編成というものを中心に据えてきた。その結果、藩内における社会の諸構造とその展開について明確となる一方、「一藩完結型」の研究に陥りやすく、幕府・他藩との関係・交渉などといった視点を欠くことから、藩・大名の全体像に迫ることのできない憾みがあった。主たる検討対象とした盛岡藩については、森嘉兵衛氏の研究に代表される社会経済史的側面から多くの言及がなされてきたが、検討すべき藩政史料の多さに関わらず、幕藩関係のみならず、藩の政治構造すらも十二分に検討がなされてこなかったことは、その後の研究の薄さに現れている通りである。本稿では、豊富に残された盛岡藩の藩政史料をはじめとする大名文書を主に用いて、幕藩関係・隣藩・隣接地域との接触などの視点から言及を行うことで、藩の有する政治的な広がり进行を明らかにすることに努めた。

具体的には、豊臣・前期徳川政権下における大名権力の成立と展開、政権の主要人物との人的関係の構築、藩存続の危機と幕府の対応に焦点を当て、幕藩制確立期における展開を明らかにし、さらに、主従関係の形成を前提とする幕藩関係に関して、徳川将軍家からの領知宛行と家格の付与を題材として、大名に授けられる「御恩」の側面から、一方、参勤交代・大名課役とその影響面から「奉公」について言及し、加えて、幕藩関係に規定される中で生じた大名・藩の自己認識、歴史認識の成立と幕藩関係・藩政運営の関連性を取り上げている。

本論文は5章14節および補論1篇からなっている。各節は書籍・雑誌掲載等の形で既発表となっているものをもとに、若干の加筆修正を加えたものである。さらに、近い将来にお

いて刊行される期待がある。したがって、ここでは論文の構成に沿って、各章節における主題と検討の成果を記して要約とし、公表する。なお、論文の正本は学位授与規定により青山学院大学図書館と国立国会図書館に収蔵されるので、刊行以前に本論文の内容を参照する際には、直接それらの正本に当たられたい。

以下、論文の構成に則り、章節ごとにその内容の要約を記す。

第1章「近世統一政権と南部家」

本章では、幕藩制国家成立の前提として、成立の前提となる兵農分離、石高制の成立をみた豊臣政権下、さらに、その基礎の上に武家を統率し実力支配を行うことになった徳川政権が成立するという権力移行期の状況の下において、近世大名としての南部家が成立する過程について論じた。

第1節「北奥羽における近世大名の誕生」

本節においては、南部家が天正13年(1585)交渉を開始して以降の豊臣政権への従属過程と、北条氏政・氏直親子との合戦のため小田原に滞在する秀吉の許に出仕した意義を論じた。また、南部信直に与えられた天正18年(1590)7月27日付秀吉朱印状を逐条的に分析し、政権が服属した大名に対して要求した政策の実効性について論じた。秀吉朱印状は、①「南部内七郡」を信直の支配に委ねること、②信直妻子の京都在住、③領内検地の実施と領主財政確立、④支城の破壊(「城破り」)と家臣妻子の三戸(現青森県三戸郡三戸町)城下集住、⑤これらの政策への抵抗に対する断固たる処置、以上五項目の規定よりなる。この規定によって南部領内で展開された政策実現過程で、施策への異議申し立てとして、いわば「政権の代理人」となった信直に対し抵抗を試みた領内一揆(九戸一揆、九戸政実の乱)は、朱印状における言明通り、天正19年に豊臣政権によって鎮圧されている。すなわち、政権による力の行使を背景にして、大名としての立場を保証された信直の領内に対する大名権力がひとまず成立することとなり、政権の打ち出す秩序をもとにした支配へと半ば強引に転換させられることによって、近世的な領主支配が端緒についたことを確認した。

第2節「『なこやより、信直』—奥羽大名がみた『唐入』とその影響—」

本節では、まず、豊臣政権による「唐入」が、その全国統一過程において奥羽に向けた眼差しの延長線上にあったことを、豊臣秀吉自身の文書等における言及から指摘した。さらに、天正20年(文禄元年、1592)に開始された第一次朝鮮侵略(文禄の役)の際、軍役動員を受けて肥前名護屋(現佐賀県唐津市鎮西町)に出陣した南部信直や伊達政宗・最上義光ら奥羽大名たちが記した書状・消息を中心史料にすえて、結果的に渡海には至らなかったものの、大陸出陣への恐れと諦観に包まれる中で過ごしていた彼らの動向を明らかにするとともに、参陣が近世大名南部家に与えた影響面に言及し、居城となる盛岡築城に与えた影響の可能性、また政権や大名社会との交流を通じて信直が「古本」と呼ぶ旧時代のそれまでの領国支配の論理を転換する必要性を抱かせたことを確認した。この信直の覚醒がその後の領国支配に生かされたのか、転換は不完全なものにとどまったのかといった側面につ

いては、引き続く時代の大名家や藩政構造の分析が必要であることも併せて指摘する。

第3節「南部と前田」

本節では、まず天正13年から豊臣政権との接触を開始した南部信直と、その時点から政権と南部家との間を結ぶ役割を担った「取次」前田利家の関係を双方の発信文書から明らかにし、南部家の政権従属に際して利家が果たした役割について整理し、これまで使われていなかった史料を用いて信直の小田原参陣における利家の仲介について検証した。さらに「取次」利家や浅野長政、本稿において南部家の「取次」であった可能性を指摘した豊臣秀次などの関与を通じて、南部家と豊臣政権の関係が成り立ったことを明らかにした。江戸時代に入って南部家と前田家との間に展開した大名間交際についても検討を加えた。消長はありながらも、南部・前田両家の関係は「両敬」関係を保ち、前田家に断りを入れて「利」の偏諱を南部家が用いるなどの強いつながりがあった。地方大名が豊臣政権に組み込まれる過程の中で「取次」として政権内の有力大名が介在する関係から始まった大名家同士の関係が、江戸時代における大名社会特有の交際のあり方が色濃く反映された関係へ継承されることになったのである。

第4節「豊臣・徳川政権移行期の北奥羽大名」

本節では、豊臣政権から徳川政権へ移行する重要な節目となった慶長年間（1596～1615）における幕藩関係の構築過程を追った。慶長5・6年（1600～1601）の関ヶ原合戦とそれに関連する動乱の過程で発生した南部領内和賀・稗貫（現岩手県北上市・花巻市）、釜石（現同県釜石市）等で発生した一揆は、背後に伊達政宗の援助を受けるなど、鎮圧まで年余を要し、南部家にとって未だ脆弱な領内基盤を眼前に突きつけることになった。動乱終結後、南部家は、豊臣政権下で政権との「取次」として深い交渉を持ち、徳川政権下でも家康の側近となった浅野長政や幕府年寄である本多正信と結び、江戸幕府との間にパイプを構築したことに加えて、「奉公」の遂行などを通じて徳川將軍家との主従関係を構築し、その帰結が、慶長17年（1612）正月、幕府が東北大名に示した「三箇条条書（誓書）」への利直の署名であり、さらに同年12月の將軍「御成」を通じて、將軍一大名一陪臣という幕藩制ヒエラルキーが明確に設定された。南部家はこれらを通じて徳川幕藩体制下の大名として位置づけられ、その対応の中で、家臣団編成・領内統治面も一層近世的色彩を帯びていったものと考えられる。

第2章「幕藩体制確立期の南部家」

本章においては、江戸時代前期、盛岡藩に生じた藩の存続にかかわる相続問題、幕府と藩との間を取り持った人的関係に注目しながら、幕藩体制確立段階における幕藩関係のかたちを示すことを目的としている。

第1節「盛岡・八戸両藩の分立」

本稿においては、これまで二次史料に依拠して言及されてきた盛岡藩主南部重直の死（寛文4年、1664）を契機に発生した遺領相続をめぐる問題と、その後の幕府裁定による盛岡藩・八戸藩分立について、「江戸幕府日記」・「柳営日次記」等の幕政史料・藩政史料を

用いて検討を加え、その経緯を明らかにした。それらの史料によれば、幕府は重直が内々に後継者選定を願い出ていたという経緯により、重直の異母弟で一門家臣であった重信・直房兩人を新たに将軍との主従関係を結ぶ対象として取り立て、新たな形の盛岡藩と、新規に成立した八戸藩を成立させ、近世大名南部家が二つに分立した。さらにアイデンティティを盛岡藩・八戸藩がそれぞれ整える中で、盛岡藩側が、重信が重直の跡式を継いで家督となったという見解を採るようになり、さらに八戸藩側に対する本家・本藩意識を徐々に強く打ち出すようになったことを指摘した。

第2節「『取次』・『後見』・『御頼』・『懇意』」

本節では元禄時代前後の幕藩間交渉の手続きを明らかにした。この時期の盛岡藩の藩政史料に「御後見」・「御頼」などと呼ばれる幕閣要人や懇意にしている旗本がしばしば現れるが、彼らが幕藩間の媒介者の役割を果たしていたことを具体的な事例から解明した。彼らと先行研究でその存在が明らかにされている「取次」・「指南」と呼ばれる、近世初期、政権と大名との関係に存在した媒介者との違いについても考察を加えた結果、「取次」や「指南」の慣習は、この時期の「取次の老中」や「懇意の旗本」たちによって継続されており、家綱政権下から元禄時代にかけて、大名家側が特定の「後見」や「御頼の老中」、「懇意の旗本」などとの連携を保っていたことを明らかにした。また、彼らは南部家特有の存在ではなく、他藩にも同様の立場が存在していること、さらには彼らが藩の内政問題の相談を受け介入・指示するなど広範な力を持っていたことも指摘した。

第3章「『御恩』—朱印改、そして、大名家格—」

第4章「『奉公』とその影響」

幕藩体制の根源にある主従関係に基づいた幕藩関係の在り方について、第3章においては領知宛行状やその発給を通じて、第4章ではその反対給付である軍役奉仕やそれに準じる大名課役の実施とその影響について、南部家の具体的事例から検討した。

第3章第1節「江戸時代初期における領知朱印改と大名」

本節では、南部家の事例から江戸時代初期の徳川政権による大名への領知宛行の状況を概観すると共に、寛永11年（1634）に実施された朱印改について、南部家や萩藩主毛利家など大名家に残された関係文書について検討を加え、領知高（朱印高）や領域が統一政権に認定される過程や、大名が領知宛行状を得るまでの手続きを解明し、幕府、そして大名にとっての領知宛行状発給の意義について考察した。寛永朱印改の意義は、それまでの徳川将軍家による個人や地域を限った領知朱印状発給とは異なり、将軍家光の上洛に供奉した全国の大名のうち5万石以上・城持大名を対象に拡大した点にある。発給手続きとしては、先判の写や「国之様子」書付を大名から提出させて大名の領知の概略を把握し、それに基づいて宛行状を発給している。一方、寛永朱印改は、将軍と大名間の主従関係を明確にするという効果があったものの、手続き的に見れば、提出書類の細かなチェックなどを行うゆとりもなく、その書類も先判の写を提出できる大名以外は、大名家側が一方的に差し出す書付のみを典拠として行われ、その対象もすべての大名を範囲としたものではないなど、この段階

における幕府の領知把握は不十分なものであって、寛文印知においてそれら問題点の解決が図られたといえる。

第3章第2節「『寛文印知』と奥羽の大名たち」

寛文4年（1664）の將軍徳川家綱による大名宛領知宛行狀發給（寛文印知）を取り上げ、南部家をはじめとする奥羽地方の大家家史料をもとに、發給に至るまでの作業手順を検討すると共に、この朱印改を通じて幕藩間に提起された郡名・郡域、領知高の確定という問題点を取り上げ、それに関する幕藩間交渉の過程を明らかにし、その結果として奥羽地方に新たにもたらされた「地域」の新たな枠組みと幕府による大名の領知把握について考察した。發給手続きは、幕府による朱印改奉行の指名、朱印改実施に関する達の發令、朱印改役人の指名、領知宛行狀原本・写、郷村高辻帳といった提出書類の準備と作成、朱印改役人の内見、朱印改役人合議の場である「寄合」の開催、下付、朱印改役人への褒賞という段階を踏んでおり、これを先行研究によって明らかにされている江戸中・後期の手続きと比較すると、以後踏襲される手続きの原型がつくられていることがわかる。また律令制以来の国家を継承する立場にあるものという観点から、幕府の主導によって律令制期の郡名への復古や郡域併合、位置の変動が行われてもいる。また、領知高の設定は、幕藩関係の中で培われてきた役高を領知高とする方針で臨むとともに、領知宛行狀未發給だった大名については、宛行狀發給過程における幕藩間交渉によって明確に領知高を定め、領知高確定済み大名は従前の領知高に変動が起こらないことを確認させられた。大名の階層序列によって形成された書札札に基づいた領知宛行狀の發給は、大名序列化の一環として実行されたものといえる。なお、朱印改においては、幕府の表右筆や儒者たちの役割が大きい。大野瑞男氏らの先行研究によって、表右筆が領知宛行狀・領知目録の書式確立に深く関わっていることがすでに指摘されているが、筆者はそれに加え、記載内容の側面、特に秋田藩や庄内藩の事例のように、郡名変更にも深く関与していることを指摘した。つまり書札札の形式ばかりだけではなく、そこに書かれた内容の面でも、国郡制当時の古郡名をできるだけ採用し、律令制以来の国家の継承を形の上で示そうとする幕府の意図を推進する役割の一端を担っていたと考えられる。

第3章第3節「近世大名南部家の身分と格式」

大家家の家格の形成・変動・確定には、領知高や官位といった基準となる家格の変動との関連性を指摘することができる。一旦獲得した家格の維持・向上には、大家家側にも大きな努力が求められる一方、許認可権者たる幕府の意向によって左右されたり、また、その意向を大家家側が忖度したりすることによっても変化が生じるものであることもうかがえる。大家家の家格もその申請・運動によって向上することがあった。本節では、社会集団の構成員である大名が、その有する身分と格式にいかなる意識を持つものだったのかを、主に江戸時代後期の盛岡藩主である南部利敬と利済が展開した大名の官位や格式の上昇運動の実態から検証し、大名課役との関連性、家臣団統制や領内統治への影響にまで踏み込んで論じた。利敬と利済は蝦夷地警備の任務に当たっていることを強調する形で運動を展開し、官

位・領知高の上昇（利敬）、さらに身分表象として特徴的な行装格式などの上昇につなげている。基本的に手続き面としては、官位や石高といった大名の身分が昇進後に種々の家格について幕藩間交渉が行われており、身分と家格の間に関連性が確認できる。手続き面では、大名による官位昇進運動の場合で指摘されるような、大名が非公式な形（幕府要人に「内願書」という形で願意を届け出る）で有力な幕閣に運動するという形式が家格上昇運動でも採られていた。また、南部家の場合、以前からの宿敵である津軽家への強い対抗意識のもとに行われたことも、内願書や利敬の書状、利済の書付といった史料から裏付けられる。

第4章第1節「参勤交代と南部家」

本節では、南部家の参勤交代について具体的に検討した。まず寛永12年（1635）に改訂された「武家諸法度」によって、参勤交代制は成立したとされるが、その成立段階において、制度を大名に徹底させ統制策として有効に機能させるために、盛岡藩主南部重直が武家諸法度改訂の翌年に引き起こした参勤遅参事件を幕府が利用し、法度趣旨の徹底を図った可能性を、主として熊本藩主細川家の史料からまず指摘した。さらに参勤交代の用捨や定例の参勤時期、在府・在国期間の単発、または恒常的な変更「奉公」遂行とも深い関わりが存在したことを解明した。盛岡南部家の場合、江戸中期には手伝普請との関連性が見出され、手伝普請後初の参勤は在府期間が短縮されている。一方寛政年間（1789～1801）以降は蝦夷地警備との関係性が見いだされる。蝦夷地警備を命じられる以前の参勤交代では、定められた4月参勤・翌年4月御暇の割合が高かったのに対し、幕府から大名課役として警備を命じられた後は警備体制の変化に伴い、定例時期が何度か異動し、実際の運用上も蝦夷地警備や領内沿岸の海防を理由として参勤・御暇の時期が定例時期よりずれることがあり、さらに同じ蝦夷地警備を課せられていた弘前藩主津軽家の参勤交代との連動しており、いずれかの藩主が必ず在国する体制が採られていた。

第2節「蝦夷地警備と盛岡藩—『松前復領期』における派兵準備体制の検討を中心に—」では、徳川将軍に対する大名の最も本質的な「奉公」である軍役奉仕について取り上げ、「外圧」が幕藩制国家の秩序を揺り動かした江戸時代後期に盛岡藩が担った蝦夷地警備について、まずその概要を見、警備体制の時期区分（4段階）を試みた。すなわち、その第1段階は、蝦夷地で発生したアイヌの蜂起に対応するための派兵段階である。寛文9年（1669）寛文蝦夷蜂起（シャクシャインの戦い）、寛政元年（1789）の寛政蝦夷蜂起（クナシリ・メナシの戦い）の際にとられた形態で、松前藩が自前の軍事力でアイヌの蜂起を単独で支えきれないと幕府が判断し、それが幕藩制国家に対する脅威とみなされたとき、幕府の指示で北奥大名に臨時派兵が命じられた機会である。第2段階は、寛政4年（1792）のロシア使節ラクスマンのネモロ（現北海道根室市）来航に対応した出兵に代表される、蝦夷地・松前に来航した外国船に対応する臨時出兵の場合である。第3段階は、本格的な蝦夷地警備の段階である。幕府が度重なる異国船の蝦夷地沿岸への来航に対処するために、寛政9年（1797）、幕府は、弘前藩に箱館に番頭一組を派遣し異国船来航に対する警固を命じ、さらに同11年に幕府が東蝦夷地を直轄化して以降は、盛岡藩にも同地への常時派兵、勤番が命

じられた。これ以降幕府は、文化元年（1804）、南部家に対し、津軽家とともに東蝦夷地の永久警衛を命じ、文化4年（1807）には、松前藩領、そして西蝦夷地の上知に伴って、同地の警備も津軽・南部両家に命じた。さらに翌文化5年には、弘前藩と共に「東西蝦夷地一円」の永久警衛を命じられ、蝦夷地へ津軽家と共に勤番人数を年々差し出すよう命じている。蝦夷地全域の直轄化によって一時内地に転封されていた松前藩の蝦夷地復領（文政4年・1821）に伴って翌年最終的に撤兵するまでの間、両藩の軍勢が直轄体制を支える軍事力として機能させた時期である。なお、松前藩が蝦夷地への復帰を認められてからも、幕府は、盛岡・弘前両藩に対して、領内の渡海場所に兵を備え、松前藩の通知がありしだい渡海させるように指示されており、両藩の蝦夷地警備の役割そのものが松前藩の復領によって解除されたわけではなかった。第四段階は、安政元年（一八五四）、日米和親条約の締結によって開港場に選ばれた箱館を、同年六月末に幕府が上知して箱館奉行を置き、さらに八月晦日、松前藩に対して箱館警備を命じた上で、盛岡・弘前両藩に対し、非常の際の警備人数派兵を命じられた時点から明治維新に至る時期である。

本節においては、上記のうち特に第3段階の後半、すなわち文政4年（1821）12月に幕府から蝦夷地への現地派兵中止を命じられてから、安政2年（1855）に再び蝦夷地現地派兵が開始されるまでの「松前復領期」と呼ばれる時期を中心に、負担内容とそれが決定していく過程、そしてその体制がいかに機能したのか検証した。この時期において、幕府から盛岡・弘前両藩に課された蝦夷地警備という役割は、江戸幕府が両藩を「異国境」への押さえとして位置づけ、現地派兵こそないものの、渡海に便な場所に勤番人数を配置し、万が一の際には派兵できる体制をとるなど、規模や形態に変更があるものの、課せられた任務は継続されていた。また、警備内容は幕府と盛岡藩、松前藩と盛岡藩といった当事者同士の折衝の結果決定しており、幕府が命じた兵員数・待機場所といった達の枠内で藩側の裁量が認められていたこと、出張人数と後詰人数の編成は、駐留する田名部通（現青森県下北地方）に居住する給人層が動員されると共に、マタギ・百姓といった領内民衆の軍事動員が行われていること、盛岡藩は蝦夷地警備・派兵準備を利用して格式の向上を図り、実現した後にはそれが帯びている公儀の威光を借りて藩士の統制・掌握に努めた点を明らかにした。

なお、第2節の補論「北方・海防問題と北奥諸藩・民衆」では、盛岡藩の蝦夷地警備・領内沿岸海防に動員・負担を強いられた領民について、主に実際に動員を受けたマタギ・百姓の動員形態に着目し、領内北部の人口の少ない地域では当時蝦夷地へ向かう関係者の往来で頻繁になっていた人馬継立の負担が考慮されて動員が行われないなど、賦課の在り方に地域的差異があること、賦課される地域においても動員形態が時期によって変化し、当初は高割人足を差し出していたものが、代銭納、さらには雇人の賃金支払いへと転化していることを述べた。すなわち藩では、領内の地域ごとにおける人口や生産力、役負担の能力に配慮して負担を課していたことになる。また、動員されなかった領民に対する課税や物資運送手段の提供の賦課、それら極度な負担に対する反発として発生した一揆・愁訴についてもその実情を述べた。

第3節「文化年間における盛岡藩への拝借金」は、江戸幕府が災害や幕府への奉公といった対応困難な状況に際し大名に無利息で貸与した「拝借金」について、特に蝦夷地警備という「奉公」に対して拝借を許された盛岡藩の事例から、幕藩関係が貸与に与えた影響面、拝借金貸与および返納の手続きを具体的に示した。拝借金を獲得するにあたって、歎願書に述べられた盛岡藩側の主張は、蝦夷地警備内容の再検討と、その影響が及んだ領民への手当を求めるものであり、その結果として拝借金の貸与が行われたと考えられる。歎願書を配布した顔触れに着目すれば、①各老中、若年寄、大目付、松前奉行、「御頼」奥右筆組頭の秋山といった幕府の役人たち、②水戸徳川・越前松平・彦根井伊といった南部家が「両敬」・「御懇意」といった親密な関係を有する有力大名、③①・②の条件が重なった人々の3グループがあり、拝借金獲得のために自家と親しい幕閣要人や譜代の有力大名などへの根回しが行われ、彼らからの便宜を得て貸与に至っていたことが明白となった。貸与の手続き面としては、藩主在国の場合はまず家老名の仮証文が作成、提出され、勘定奉行以下幕府勘定所役人の連署・連印による裏書が付されて返却され、その写を盛岡藩側が持参することで拝借金が引き渡された。仮証文は藩主が江戸に参勤すると老中の裏書が付されて本証文と交換される。南部家の拝借金は10か年賦の返済とされたが、蝦夷地警備や災害・不作などの自力対応が不可能な事情の存在を理由として延納が申し立てられている。ここでも奉公に対する貸与、自力対応が不可能な事情による貸与という拝借の原則が受け継がれていると見てよい。つまり奉公や不可抗力の側面の強調は延納理由にもなり得たのである。

第5章「近世大名南部家のアイデンティティ」

本章においては、江戸幕府や諸藩が行った官撰・藩撰、およびこれに準じた系譜・修史編纂作業における作為性を明らかにするとともに、それらが自己規定や歴史認識の形成に果たした役割とその後の藩政や地域社会に与えた影響面について考察した。

第1節「北奥大名の自己認識形成と修史事業の展開」

本節においては、本章の導入部分として、弘前藩と盛岡藩における自己認識の確立と藩による修史事業の関連性について、比較しながら言及した。弘前藩主津軽家は、『寛永諸家系図伝』編纂時に作成された近衛家との関係を強調する公的な家系図を有していたが、地元に残された伝説をもとにした系譜伝承も存在しており、こちらは南部家との血縁関係の存在を否定し、領地との長く深いつながりの存在を前面に持ち出している。津軽家はこの二種類の系譜を必要に応じて適宜使い分けていた。そのうえで、江戸時代中期に「草創征功」の過程を明確にし、近世国家における「北狄の押へ」としての自藩の位置づけを明確にする藩撰史書「津軽一統志」を編纂し、支配体制・領主権力のあり様を歴史叙述の形をとって補強することを目指した。一方盛岡藩主南部家は、第2節・第3節でも言及する通り、『寛永諸家系図伝』編纂時に、源氏の末裔であることと領地支配の正当性をまず明確なものとし、江戸時代中期に社会秩序の再構築を目途とする藩政の諸施策と不可分なものとして、史料収集・編纂事業が推進された。盛岡・弘前両藩とも公的権力（江戸幕府）による家譜の集成を契機として、領地支配の正当性や、貴種・公的権力との繋がりを強調して自らの系譜を形成して

いた。その過程においてはあからさまな作為があった点も共通している。歴史に則る形で形成した自己認識は、その後の藩政の展開において権力の再構築のために用いられており、修史事業が幕藩関係や藩自身の政治・社会状況と密接な関連性を有していることを指摘した。なお、津軽家の系図・藩撰史書編纂と自己認識の形成については、本稿からは割愛した別稿「北奥大名津軽家の自己認識形成」（『歴史評論』754、2013年）において詳細に論じているので参照されたい。

第2節「近世大名南部家における系譜認識の成立」

本節においては、近世大名の系譜に潜む「如何わしさ」に着目し、近世大名・藩の歴史認識・自己認識がいかに関形成されたのかを考察した。まず、史料批判を通して、南部家において家の歴史を語る上で重要な文書とされてきた、南北朝時代から室町時代の年号を記した4通の古文書が偽文書であったことを解明した。さらに、これら古文書の内容を記載に含む南部家系譜の内容の分析を通じて、現在知られている鎌倉御家人を祖とする南部家の系譜が、江戸幕府による『寛永諸家系図伝』編纂が契機となって作成されたことを実証するとともに、作成された系譜が自家の領地支配の正当性に関する論理を盛り込んで成立したこと、江戸時代前期から史書において叙述される南部家の家系やそれにまつわる話は、新たに編まれた南部系図を骨子とし、それ以降に肉付けされて成立した部分が多くあることを明らかにした。

第3節「近世大名南部家が向き合った『歴史』—歴史の捉え方とアーカイブズ政策展開の側面から—」

本節では、前節で述べた経緯によって南部家の系図が幕府の系譜編纂を契機として公的に確定したのち、それを踏まえる形で南部家を取り巻く歴史認識が形成され定着していく過程、それを盛岡藩が政治に利用したことによって、社会状況にも強い影響をもたらした可能性の有無について検証を加えた。盛岡藩においては、第2章第1節において言及したように寛文4年の幕府裁定によって従来の盛岡藩から盛岡・八戸の二藩が分立することとなったが、従来の領地の大半、さらに多数の家臣・領民をもって成立した新盛岡藩にとっては、分立前の盛岡藩との差異、あるいは継承をめぐる存在意義を再規定する必要に迫られた。分立当時の藩主南部重信は、自らを南部家の正当な後継者、領地支配の継承者として位置づけるとともに、それまでの盛岡藩、南部家との継続性を強調して藩主権威を強化するとともに、自らの取り立てと南部家存続とう相反する立場を一つに束ねるために、自家の存在によって徳川將軍家・幕府との深い関係が不可欠なものであったとする歴史認識を打ち出した。さらに、江戸中期、藩主南部利視の主導による藩政改革の一環として、幕府の享保改革に影響を受けたアーカイブズ政策が実施される中で古文書蒐集や史料集の編纂がなされた意味について、その目的が藩政改革への推進力を得るための試みであり、活動を通じて歴史意識を醸成することによって領主権威を再確認させることにあったことを指摘した。盛岡藩、南部家においては、幕藩関係や藩政の状況に対応するなかで、幕藩体制下における為政者（大名）の権威強化、藩政の強力な推進を目的として歴史意識の政治利用が図られたということ

が可能である。

以上の検討を通した本論文の成果をまとめると、

1. 第1章で論じた通り、近世大名南部家の大名としての権力確立は、豊臣政権への臣従と、軍事的解決を包含した領内統治方針への介入を経ており、介入された検地・妻子京都在住・城わり等の実施と、「唐入」（朝鮮侵略）への軍事動員に代表される「奉公」の遂行が大名として存続するうえで必要となった。一方、大名は権力基盤の維持のため、政権が示した領内統治の論理を受け入れるとともに、従属過程において「取次」となった政権の有力者たち、前田利家・浅野長政・豊臣秀次などに政権内における進退を依存した。構築された「取次」・大名両者間の関係中、特に前田利家との関係は政権従属後も重視され、さらに江戸時代に入っても南部家と前田家は、消長があるものの強い紐帯を幕末まで保ち続け、江戸時代の大名社会特有の交際のあり方の中で関係の維持が図られた。豊臣政権によって構築された近世における政権と大名の関係性は、その後の徳川政権と大名の関係においても引き継がれている。
2. 第1章第4節と第2章において論じたように、徳川政権との関係構築の過程においては、「奉公」を通じての主従関係の構築とともに、前政権同様幕府有力者との人的関係の構築が図られた。その結果が「三箇条誓書」への署名と、幕藩制下のヒエラルキーの設定に帰結し、徳川政権下の大名として南部家が位置付けられることになった。さらに、寛文4年（1664）に生じた遺領相続をめぐる問題が幕府権力の裁断によって解決をみたことにより、盛岡・八戸両藩が分立し、地域支配の新たな体制が成立したが、新藩は以前の盛岡藩との連続性を強調することによって、家臣団や地域の動揺を防ぎ藩政の安定を目指した。一方、幕藩間をつなぐ人的関係は江戸時代前期においても「御頼」と称して存在しており、幕藩関係のみならず、領内統治に至るまで幕府要人の影響力が存在していた。このような人的関係は、第3章第3節、第4章でも若干関説したように、形を変えながらもその後においても存在していたとみられる。
3. 第3章において論じたように、徳川政権による大名の領知把握の最たるものは、領知宛行状の発給と、その前段階における書類審査（朱印改）である。徳川政権は発給対象を徐々に拡大し、寛文4年に実施された「寛文印知」において書類審査や発給の在り方、書札礼を確立させ、以後それを踏襲した。一方、幕府側の求めに応じる形で、大名側は領内の郡名確定、律令国家時の郡名への復古、郡域の移動・併合を受け入れた。さらに、幕藩関係の中で定着した役高によって領知高が定められ、それが確定済みの大名については、新田開発等の領知高への反映を認めず、変動を生じさせなかった。これは、当時生じていた大名家格・序列の変動を避ける意味合いもあったと考えられる。一方、大名に対する幕府の恩恵は領地の給付にとどまらず、第3節で取り上げた武家官位や家格もその一端である。江戸時代後期、官位や格式に対する大名の執着を背景に、授与権者である幕府の思惑に左右される形で、蝦夷地警備という特殊な軍役奉仕の代償として官位の上昇をみた南部家は、要人を通じて官位・格式の不変の基準である領知高の上

昇を運動し、文化5年（1808）にその実現を見た。実現後も南部家はより高い家格を求めて、要人に対する運動を展開するが、その背景には領地が隣接し、同じ軍役を勤仕し、歴史的な経緯も存在す弘前藩主津軽家への対抗意識も大きかった。

4. 第4章で論じたように、盛岡藩（南部家）では、江戸後期、蝦夷地警備が家役として定着を見た。文政年間（1818～1831）に生じた国際情勢の変化に伴って蝦夷地の対外的危機が去っても、盛岡藩および弘前藩の蝦夷地警備の任は解かれず、規模や動員形態に変化を生じさせつつ継続された。この警備体制は武士身分のみならず、領民も軍事的に動員されるなど、領内一般にも負担が波及するものであった。また、蝦夷地警備の家役化は、南部家の幕府に対する他の奉公遂行も左右した。例えば参勤交代は、定例の参勤時期の変更、在国期間の長期化、弘前藩主津軽家との連動（交代登）実施などが生じた。また、蝦夷地警備という「奉公」に対して幕府から拝借金が貸与されたが、貸与や年賦による返済過程では、南部家と懇意な幕閣要人・大名家による周旋が大きく作用している。徳川将軍に対する最も本質的な「奉公」の形である軍役奉仕に含まれる蝦夷地警備だが、盛岡藩にとっては、幕藩制国家の秩序維持という役割を担わされたという観点、さらに、領民までも影響を蒙ることから、新たな性格が付与されたといえる。
5. 第5章などで論じた通り、大名家の自己認識形成には、幕府や諸藩が行った系譜編纂・修史事業がその契機となっている。南部家は鎌倉御家人を祖とし、中世を通して北東北に勢力を有したとする系譜を有しているが、その系譜は江戸幕府による『寛永諸家系図伝』編纂の際に作成されたものであり、その叙述は史実よりも領地支配の正当性を主張することに主眼が置かれているものであって、江戸時代前期以降盛岡藩でなされた官撰・私撰史書における近世以前の南部家に関する叙述は、むしろ南部系図を骨子として形づくられたものである。寛文4年の幕府裁定により成立した新盛岡藩は、それまでの南部家の正当な後継者、領地支配の継承者という立場から、領域支配の継続性を強調することで藩主権威を強化し、領域支配と御家存続の根源を徳川将軍家・幕府との関係に求める歴史認識を打ち出した。さらに、江戸中期の藩政改革において、幕政改革に影響を受けたアーカイブズ政策が実施されるなかで、藩政改革への推進力を得るための試みとして歴史意識が見直され、為政者（大名）の権威強化、藩政の強力な推進を目的として、政治的に利用された。藩・大名家が歴史を振り返り、ことさらに取り上げるとき、幕藩関係や藩自身の置かれた政治・社会状況との密接な関連性が存在する。

以上①～⑤の結論に達した。本論文を通して、地方権力と政権の関係成立、近世大名における「御恩」と「奉公」、自己認識と歴史意識の形成と政治利用といった点から、幕藩関係の構造を明らかにするとともに、「藩世界」・「藩社会」といった視点によってさらに進化しつつある近世の藩・大名研究のなかで、幕府や他大名・他藩との接点を重視することによって、盛岡藩を含む北奥羽の大名・藩の近世国家における特色を描き出した。

なお第1章・第5章において関説した同藩の歴史認識が「藩ナショナリズム」とも呼ぶべきものの形成につながり、それが現在も存在する「お国意識」や、地域間対立のもとになっ

ている可能性があることを指摘した。今後、地域の歴史や政治・社会に規定された意識の形成に近世の藩・大名が果たした役割、その契機や受容の在り方、近代以降の地域の枠組みや現代社会につながる影響など、権力の安定・固定化を図り、生命維持装置としての役割を負った郷土意識・歴史認識は、現代社会の地域構造を考える上でも軽視しえず、その課題克服のため、前近代にまでさかのぼり史料を分析して歴史的に分析する必要がある。

なお、既発表論考をもとにした各節の初出出典は下記のとおりであるので、適宜参照されたい。

第1章第1節「北奥羽における近世大名の誕生」

「豊臣政権と北奥大名南部家」（山本博文・堀新・曾根勇二共編『偽りの秀吉像を打ち壊す』柏書房、2013年、89～113頁）

第1章第2節「『なこやより、信直』—奥羽大名がみた『唐入』とその影響—」

「『なこやより、信直』—奥羽大名がみた『唐入』とその影響—」（『弘前大学國史研究』一四二、弘前大学國史研究会、2017年、17～38頁）

第1章第3節「南部と前田」

「南部と前田」（『青山史学』35、青山学院大学史学研究室、2017年、37～58頁）

第1章第4節「豊臣・徳川政権移行期の北奥羽大名」

「豊臣・徳川政権移行期の北奥羽大名—慶長年間、南部家の動きを中心に—」（長谷川成一監修、浪川健治・佐々木馨共編『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』第2巻、清文堂出版、2008年、3～34頁）

第2章第1節「盛岡・八戸両藩の分立」

「盛岡・八戸両藩の分立—経緯の再検討と考察—（上）・（下）」（『弘前大学國史研究』121、弘前大学國史研究会、2006年、26～46頁、『弘前大学國史研究』122、弘前大学國史研究会、2007年、24～45頁）

第2章第2節「『取次』・『後見』・『御頼』・『懇意』」

「『取次』・『後見』・『御頼』・『懇意』—盛岡南部家の事例から—」（『弘前大学國史研究』108、弘前大学國史研究会、2000年、1～21頁）

第3章第1節「江戸時代初期における領知朱印改と大名」

「江戸時代初期における領知朱印状と大名—寛永朱印改における南部家の事例を中心に—」（大野瑞男編『史料が語る日本の近世』、吉川弘文館、2002年、142～158頁）

第3章第2節「『寛文印知』と奥羽の大名たち」

「『寛文印知』と奥羽地方」（『青山史学』23・沼田哲教授追悼号、青山学院大学史学研究室、2005年、95～110頁）

第3章第3節 近世大名南部家の身分と格式

「近世大名の身分と格式—盛岡・南部家の場合—」（『日本歴史』599、吉川弘文館

〈日本歴史学会編集〉、1998年、64～80頁)

第4章第1節 参勤交代と南部家

「参勤交代制と大名課役—盛岡・南部家を例に—」(『地方史研究』第48巻3号、地方史研究協議会、1998年、47～62頁)

第4章第2節「蝦夷地警備と盛岡藩—『松前復領期』における派兵準備体制の検討を中心に—」

「松前復領期における盛岡藩の蝦夷地派兵準備体制」(『青森県史研究』4、青森県、2000年、1～16頁)

第4章補論「北方・海防問題と北奥諸藩・民衆」

「〔問題提起〕 北方・海防問題と北奥諸藩・民衆」(『地方史研究』第53巻4号、地方史研究協議会、2003年、39～46頁)

第4章第3節「文化年間における盛岡藩への拝借金」

「文化年間における盛岡藩への拝借金—その貸与と返納について—」(『日本歴史』620、吉川弘文館〈日本歴史学会編集〉、2000年、68～84頁)

第5章第1節「北奥大名の自己認識形成と修史事業の展開」

「北奥大名の自己認識形成と修史事業の展開」(『岡山藩研究』61、岡山藩研究会、2010年、1～11頁)

第5章第2節「近世大名南部家における系譜認識の成立」

「近世大名南部家における系譜認識の成立」(『青山史学』34、青山学院大学史学研究室、2016年、69～94頁)

第5章第3節「近世大名南部家が向き合った『歴史』—歴史の捉え方とアーカイブズ政策展開の側面から—」

「近世大名南部家が向き合った『歴史』—歴史の捉え方とアーカイブズ政策展開の側面から—」(『弘前大学國史研究』140、弘前大学國史研究会、2016年、19～47頁)